

法 治 國

日本山妙法寺沙門 日達

今月中旬、軍事基地擴張をめぐつて飛行基地砂川に政府側の強制測量が行はれた。地許の反対同盟の人々、之を支援する各種團體、日本山妙法寺の僧侶等に、凡そ一千名をも超える負傷者を出した。此の流血事件に就て、世間に囂々たる批判が起つた。其の批判は殆ど皆警官の暴行を批難する聲のみであつた。

而し此の中から反対同盟及び其の支援者達の行爲に對して、警告的な教訓的な言葉が數々目につき耳に入つた。其の中に「法治國の國民として法の命ずる所に反対することは、安寧秩序を柔する者である。もし法に服従せざる者に對しては、政府は實力を行使して之を排除することも亦已むを得ない。」と云ふ意味で、政府の暴力傷害にも理窟のつけようがあると辯護している。

抑も法治國の名目は、日蓮宗に於ては、足利幕府の東山時代に出でられた久遠成院日親上人が、大難を忍んで將軍義政を諫曉したる論策の題號を正法治國論と稱せられた。

釋迦牟尼世尊は最後靈鷲山に於て八ヶ年の間、出世本懷の妙法蓮華經を說法遊ばされた。法華經の結經の觀音賢菩薩行法經の終りに、王者大臣婆羅門居士長者宰官の懺悔の法五ヶ條を說かれた。

「其第三懺悔とは、正法を以て國を治めて人民を邪枉せざれ。是を第三の懺悔と名く。」と説かれた。是が法治國の名稱の典據である。

法は守られねばならぬ。守られないものは法とするに足らぬ。故に法治國の法こそ仔細に検討せねばならぬ。佛法に於ては單に法治國と言はずして、特に正法治國と云つてある。水が低きに就き、火が高きに昇るが如き自然法には、非法も惡法も邪法も無い。人間の制作する法律は多くは非法惡法邪法である。それは權力者支配者等の爲に有利にして、一般庶民乃至或一部の民衆の爲には不利な條件が制定されてある。其の不利な條件が多い程革命の種子が播かれる危險が存する。就中武力に依つて立つた國家組織は其の法律に必ず多くの殺人刑罰種々の非法惡法を以て充たされるものである。古來幾多の野心家に由つて、幾度か世界征服が企てられても其の末路は毎に失敗に了つて誰一人本懐を達したる者は無い。

砂川の場合日本の政府が採用している法とは、日米安全保障條約、行政協定、土地收用法等である。是等は戦爭の結果として制定せられたる法である。戰勝者の特權意識と敗戦者の卑屈意識との混合法であつて、惡法を善法と云ひ非法を是法と云ひ、邪法を正法と云つて總べて偽瞞に充ちてゐる。占領軍を進駐軍と云ひアメリカの對日販賣を對日援助と言つてゐる。

日米安全保障條約の名目の下に、日本の政府と日本の民衆とが東京都に近く鬭争し流血の慘禍を起さねばならない根本となり、二三時間にして一千名の負傷者を出したることは、日本警察史上空前の

事件であり、日本の不安全の現證であり、日本民族近代の悲劇であつた。延ては日米兩國間の不安全の源ともなる憂がある。更に政府が此の條約法を死守して砂川の土地を強制接收するならば、國內に一段と廣範にして且つ大規模の鬭争流血事件を引起すべきことは火を曙るよりも瞭である。

日本の新憲法が日本國內に於て鬭争流血の禍を引起さず、諸外國に對して何等の脅威も不安も猜疑も起さゞるに、法治國として此の憲法を死守する意なく、國法の基本たる此の憲法には言葉巧みに抵觸し、結句此の憲法はアメリカの強制に由るものなるが故に之を改訂して自主憲法を制定すべしと云ふかと見れば、獨立國として古今に類例の無い他國の軍事基地を設定する事を無制限に懇請したる日米安保條約は、國民の血を流し政府の威信を失ふてもなほ且つ是を頑として死守し、履行せねばならぬと云ふに至つては、此の條約法が暴力の支持に由て行はるゝ惡法なることを自ら證明する所以である。

經文には正法治國の次下に「人民を邪に狂げされ。」と親切に補足してある。人民の希望を素直に通すことなく人民の権利も生活も田園をも掠奪することを嚴重に禁制してある。一旦國家と國家とが締結したる條約は、たとへそれが惡法であつても非法であつても、民衆は無條件に其の惡法非法に盲従せねば安寧秩序が亂れる恐があり、其の國法に従ふ事が所謂法治國の國民の當然であると云ふ論法には、最早國民は胡麻化されないであらう。

正法を信ずる者は邪法を併せて信ずる事は出來ない。正法を持つ者は邪法には服従する事は出來ない。正法を守らんとする者は邪法が常に採用する暴力の爲に諸の苦難を受くる事を、尊い精神力に由

て自ら忍ばねばならぬ。正法には暴力を終始一貫して必要とせない。

惡法に盲従する事は國家の惡に協力する所以であり、社會に惡の勢力を增長せしむる所以である。惡に服従せざることが即ち眞理正法に忠順なる所以である。砂川に於ける條件派の出現が如何に政府の惡心に協力し、政府の暴力を行使するに如何に大なる協力者であつたかを見る可きである。

法の善惡是非と云つても、觀念的な道徳論議や哲學の問題では無い。國家の治亂、社會の安危を決定する問題である。是は個人の主觀的判断のみにては決せられない。宗教的信念を以て宗教的教訓に従はねばならない。

南無妙法蓮華經と唱ふる事は、佛祖の證明し給へる正法眞理に我が身命を捧げて奉仕せんとする誓いであり、國家の安穏人類の平和の爲に我が身命を惜まざる決定心を高聲に宣ふる所以である。南無妙法蓮華經と唱ふる功德は諸佛の證明、釋迦牟尼世尊の說法に分明である。南無妙法蓮華經と唱ふる者は國家を不安ならしむる處の、いかなる惡法にも盲従すべきではない。又社會人類に危險や怖畏を與へる惡法には、それがいかなる種類の法であつても協調すべきではない。彼の恐る可き原水爆戰爭の準備は勿論、一切の殺人傷害戰争の準備乃至實行に協力すべきではない。

今度砂川に出動したる警視廳の一巡査が遺書を認めて警告を残し、鎌倉の海岸に自殺したる者があつた。行政協定の惡法に従ひ上官の突撃命令に由て、日本の國土を安全に守らんとする無抵抗の勤労者學生僧侶婦女子に對し、無慈悲にも警棒を以て打撲傷龜裂傷を負はしめたる者凡そ一千名に及びた

る彼等巡査の職業が、自界叛逆難の跳梁であり罪惡邪法の奴隸なるかを反省したる結果である。

警官の暴行傷害を故意に否認して、其の罪科を免れんとする江口警視總監を始め政府當局者は、此の巡査の自殺に就て應に懲死に値する者である。警官と雖も猛獸ではない。彼等が猛獸にも劣る野蠻の行爲を以て良民に傷害を與ふるとも、やがて警官の職を離れたる時いかに淺間しき追憶に親らを罰責するであらうか。南無妙法蓮華經は其の反省の鏡となり、其の懺悔の莊嚴服となるであらう。

南無妙法蓮華經

昭和卅一年丙申十月三十日

昭和三十一年十一月十日印刷
昭和三十一年十一月十五日發行

非賣品

編輯人 兼
發行人 栗田行純

東京都澁谷區神泉町三〇

印刷所 水野興學社

東京都澁谷區神泉町三〇

發行所 日本山妙法寺出版部
振替東京一八五四九三番